

第 3 回 川 崎 市 1 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | | |
|--|--|------------------------|-------------------------|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 15. 引受並びに募集取扱者 | |
| 2. 発行総額 | 金100億円 | みずほインベスターズ証券株式会社(事務幹事) | |
| 3. 発行日 | 平成17年12月21日 | 野村証券株式会社 | |
| 4. 証券の種類 | 1,000万円の1種
無記名式利札付に限るものとし、
その分割又は併合はしない。 | 大和証券エスエムピーシー株式会社 | |
| 5. 利率 | 年1.82パーセント | 岡三証券株式会社 | |
| 6. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | みずほ証券株式会社 | |
| 7. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | 16. 登録機関 | 株式会社横浜銀行 |
| 8. 償還の方法及び期限 | | 17. 証券コード | J P 2 1 4 1 3 0 2 5 C 6 |
| (1) 本公債の元金は、平成32年12月21日にその全額を償還する。 | | | |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | | |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | | | |
| 9. 利息支払の方法及び期限 | | | |
| (1) 本公債の利息は、その発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成18年6月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月21日及び12月21日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 | | | |
| (2) 償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年年の日割をもってこれを計算する。 | | | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | | | |
| 10. 元利金支払場所 | | | |
| 株式会社横浜銀行本店及び各支店 | | | |
| みずほインベスターズ証券株式会社本店及び川崎支店 | | | |
| 野村証券株式会社本店及び川崎支店 | | | |
| 大和証券エスエムピーシー株式会社本店 | | | |
| 岡三証券株式会社本店及び横浜支店 | | | |
| みずほ証券株式会社本店 | | | |
| 大和証券株式会社本店及び川崎支店 | | | |
| 11. 申込期日 | 平成17年12月8日 | | |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱者が適宜募入額を定める。 | | |
| 13. 払込期日 | 平成17年12月21日 | | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | | |

以上